

第3章 計画の基本的方向

第1節 基本理念

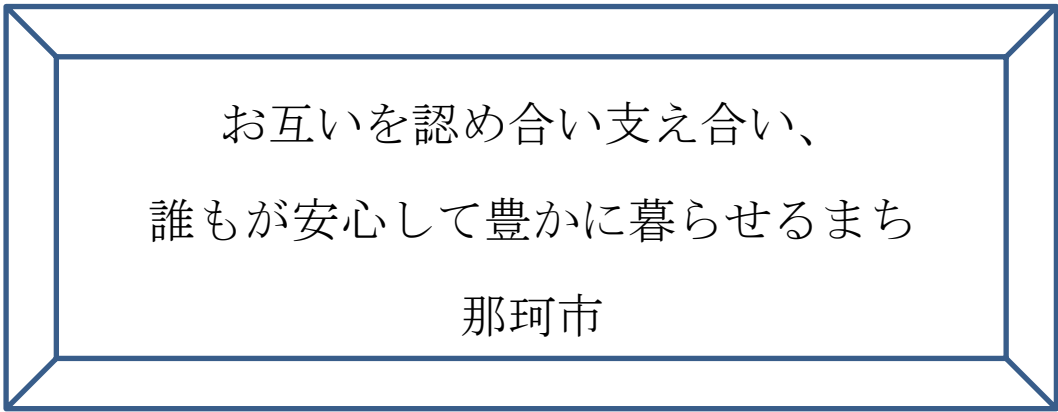
本市においては、都会に比べて地域や家庭のつながりがまだ残っているものの、以前に比べると住民相互のつながりが弱くなってきています。

背景には、近年の少子高齢化や単身・核家族化の進行などがあると考えられています。それに伴い、ひとり暮らしの高齢者や障がいのあるかた、子育て中の親が孤立し、相談できずに悩みを抱え込んでしまうなどの問題が増えてきています。

誰もが住み慣れたまちで安心して豊かに暮らしたい。これは市民すべての願いです。それを実現するためには地域のつながりを大切にしながら、生活課題を解決していく取り組みが必要となります。

市民一人ひとりが福祉に対する意識を高めるとともに、地域社会におけるネットワークづくりや日常生活での福祉活動の支援および機能の充実を図っていかねばなりません。

こうした観点から「お互いの暮らしを尊重し、思いやる心を育て、お互いを支え合う」ことを主眼に置き、本計画の基本理念を次のように定めます。



お互いを認め合い支え合い、
誰もが安心して豊かに暮らせるまち
那珂市

第2節 基本目標

基本理念である「お互いを認め合い支え合い、誰もが安心して豊かに暮らせるまち 那珂市」の実現に向け、次の3つの基本目標を定めます。

人づくり

自らの地域に関心を持ち、生活課題を意識できるような機会をつくり、同じ地域に住む人どうしが、お互いを認め合い支え合う関係が築けるよう、意識啓発を進めます。

心をつなぐ地域づくり

身近な地域で、気軽に交流や助け合いが行える環境を整えることで、地域の担い手としてさまざまな団体や多くの人々の活動をさらに活発にし、多くの市民参加のもと活動の輪が広がる地域福祉ネットワークの確立を進めます。

安心の暮らしづくり

支援を必要とする人が安心して生活できる相談・支援体制をつくり、充実した福祉サービスを利用し、住み慣れた地域で安全に安心して生活できる福祉のまちづくりを進めます。

第3節 基本施策の体系

地域福祉の課題を解決し、基本目標を実現するために、次に掲げる施策体系に基づき取り組みを実施します。

- 1 人づくり
 - (1) 地域人材の育成
 - ① 交流のきっかけづくり
 - ② 心のバリアフリー・福祉教育の推進
 - ③ 生涯学習の充実・参加の促進
 - ④ ボランティア活動の啓発・推進
- 2 心をつなぐ地域づくり
 - (1) 気軽に助け合い交流できる場づくり
 - ⑤ 身近な地域での相談窓口の充実
 - ⑥ 同じ悩みを持つ人どうしが話のできる場づくり
 - ⑦ 社会参加の促進
 - (2) 支え合いの体制づくり
 - ⑧ 市民活動団体、ボランティア団体の活動支援
 - ⑨ 関係者（機関）のネットワークづくり
- 3 安心の暮らしづくり
 - (1) 生活課題や福祉ニーズの早期発見・早期対応
 - ⑩ 見守りや声かけ運動の促進
 - ⑪ 地域における生活課題や福祉ニーズの把握・対応
 - (2) 福祉サービスの充実と利用しやすい環境づくり
 - ⑫ 情報提供サービスの充実
 - ⑬ 総合的・専門的な相談支援体制の充実
 - ⑭ 計画的な福祉施策の推進
 - (3) 人にやさしい福祉のまちづくり
 - ⑮ 生活環境整備の充実
 - ⑯ 要援護者に関する情報の把握と共有
 - ⑰ 災害や犯罪に強いまちづくりの推進

第4節 推進に向けた取り組み

1人づくり

(1) 地域人材の育成

自分の暮らす地域に関心が持てるよう、意識の啓発を図るとともに、地域活動への参加促進と人材育成を図るため、次のような取り組みを実施します。

① 交流のきっかけづくり	
地域住民	地域住民がお互いに顔見知りになるよう、近隣をはじめ新たな住民や若者・子どもに対しても、あいさつや声かけをしましょう。
行政	広報誌やホームページを通じて、地域住民交流のきっかけとなる情報を提供します。
	市民活動支援センター ^(※) において、まちづくりに関する情報や住民の交流のきっかけとなる情報を収集し、広く住民に発信します。
	まちづくりリーダー養成講座、協働のまちづくり推進フォーラムを通じて、地域の人材育成と意識の啓発を行います。
社会福祉協議会	家族のきずなを深める取り組み(親子交流支援など)を通じて、他人を思いやる気持ちを育む活動を進めます。
	普段の見まもりなどを通じて、地域内の行事や活動に参加してもらえるような取り組みを進めます。
	防災防犯マップづくりを通じて、世代間交流を促進します。
	地域での世代間交流事業が活発に行われるよう、広報誌やホームページなどで情報を発信します。

主な事業

行政		社会福祉協議会	
広報事業	秘書広聴課	地域福祉コミュニティ推進事業(三世代交流支援・親子交流支援モデル事業、地域福祉推進研修会、防災・防犯マップづくり、広報研修)	
情報システム管理事業	政策企画課		
市民活動支援センター運営事業	市民協働課		あん・しん・ねっと事業
協働のまちづくり推進事業	市民協働課		広報事業

※那珂市市民活動支援センター

市と市民との協働のまちづくりを推進するため、協働の重要なパートナーである市民活動団体の活動を総合的に支援する施設として、平成23年4月「総合保健福祉センターひだまり」内に開館しました。

センター機能としては

- ① 市民活動団体およびボランティア活動に必要な情報の収集・提供(情報センター機能)
- ② 市民活動団体およびボランティア団体への指導および相談(相談窓口機能)
- ③ 活動に必要な設備(印刷機、複写機、ミーティングルームなど)の整備および維持管理(拠点施設機能)

② 心のバリアフリー・福祉教育の推進	
地域住民	地域活動や行事への参加の少ない若年層や主婦層に対して、積極的に参加を呼びかけましょう。
	行政や社会福祉協議会が実施する人権や福祉に関する学習会に、積極的に参加しましょう。
行政	障がい者が日常生活や社会生活で生じる「社会的障壁」を除去できるよう、広く理解を深めるための研修会を開催します。
	意思疎通を図ることに支障がある障がい者の日常生活を支援するため、手話研修会を開催し人材を育成します。
	出前講座や各種講演会などを実施し、地域福祉に関する情報や考え方についての学びを広めます。
	市内小中学校において、人権や福祉に関する学習や福祉施設への訪問、地域での奉仕活動などの体験活動を実施します。
	人権教育研修会の開催や、社会教育における徳育、福祉に関する学習体験活動を推進します。
社会福祉協議会	福祉事業者が地域とのつながりを持つための取り組みを通じて、福祉に対する市民の理解を深めます。
	障がいについて理解を深めるため、地域内で研修会を開催します。
	地域での企画を当事者とともに行うことで、お互いの理解を深めます。

主な事業

行政		社会福祉協議会
地域生活支援事業(※)	社会福祉課	地域福祉コミュニティ推進事業(イベント出店支援、三世代交流支援)
包括的支援事業	介護長寿課	障がい者相談支援事業(障がい等理解研修(仮))
社会教育事務	生涯学習課	地域共育事業(仮)

※地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、障がい者(児)が住み慣れた地域で自立した日常生活および社会生活が送れるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた支援を実施することにより、障がい福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず住民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる環境を整えることを目的として実施している事業です。

主な事業は

- ・相談支援事業
- ・日中一時支援事業
- ・訪問入浴サービス事業
- ・地域活動支援センター事業
- ・移動支援事業
- ・日常生活用具給付事業

③ 生涯学習の充実・参加の促進	
地域住民	地域の文化・防犯・環境活動を行っている団体に加入し、その活動に積極的に参加しましょう。
行政	高齢者の豊富な知識や経験・技術を活かすことができる場を設け、若い世代との交流を進めるとともに、高齢者自身の社会参加を促します。
	地域での交流や気軽な助け合いを広げるよう、認知症サポーターなど地域の人材の活用や育成を進めます。
	レクリエーション・文化・スポーツ活動に気軽に参加できるよう、生涯学習機会の充実を図ります。
社会福祉協議会	地域内でまちづくりについての講座を開催し、生涯学習についての理解を深めます。

主な事業

行政		社会福祉協議会
団体補助事業(シルバー人材センター)	介護長寿課	地域コミュニティ推進事業(まちづくり講座)
包括的支援事業	介護長寿課	
団体補助事業(文化協会・体育協会)	生涯学習課	
学級講座開設事業	生涯学習課	
スポーツ教室開催事業	生涯学習課	
ふるさと教室開設事業	生涯学習課	

④ ボランティア活動の啓発・推進	
地域住民	地域で行われているさまざまなボランティア活動に関心を持ち、積極的に活動に参加・協力しましょう。
	誰もが参加しやすいボランティア活動のあり方や仕組みについて、みんなで考えましょう。
行政	市民活動支援センターにおいて、自治組織や団体の活動状況など必要な情報を収集し、広く住民に発信します。
	市民活動支援センターのホームページの充実を図り、ボランティア活動の啓発を行います。
社会福祉協議会	ボランティア市民活動団体向けの研修会を通じて、ボランティア活動の幅を広げる取り組みを進めます。
	ボランティア団体どうしが交流できる場を設けることで、連携・協働による活動が行えるよう取り組みを進めます。
	ボランティアに関する情報収集や発信する体制を整えることで、地域ニーズにあった活動が行われるよう取り組みを進めます。
	ボランティア市民活動支援に関する体制を見直し、市民活動がより推進できる体制を強化します。

主な事業

行政		社会福祉協議会
市民活動支援センター運営事業	市民協働課	ボランティア活動支援事業(ボランティア養成研修、ボランティアリーダー研修、ボランティアイベント(仮)、ボランティア運営委員会) 広報事業 ボランティア市民活動団体との新たな連携・支援体制の構築

2 心をつなぐ地域づくり

(1) 気軽に助け合い交流できる場づくり

地域に暮らすさまざまな人が地域の問題や課題・悩みを気軽に話し合える環境を整えるため、次のような取り組みを実施します。

⑤ 身近な地域での相談窓口の充実	
地域住民	人々が気軽に集まれる場や機会についての情報を、近隣住民に広く発信しましょう。
	自分の住んでいる地域の民生委員・児童委員を知り、困った時に必要な情報提供や助言が受けられるようにしましょう。
行政	身近な相談相手となる民生委員・児童委員のスキルアップを図るとともに、多様な機会を通じて広く住民に周知します。
	障がい者に対して、必要な情報の提供や権利擁護のための必要な援助を行うなど、総合的な相談窓口となる相談支援事業を充実します。
	市や地域包括支援センター(※)などで行う各種相談事業について、情報提供を行うとともに、身近な地域で相談ができるような体制づくりを進めます。
社会福祉協議会	エリアごとの地域総合相談担当(コミュニティソーシャルワーカー)を配置し、個別支援と地域をつなぐ活動を進めます。

主な事業

行政		社会福祉協議会
団体補助事業(民生委員児童委員協議会)	社会福祉課	わかりやすく総合的な支援体制の構築
地域生活支援事業	社会福祉課	
包括的支援事業	介護長寿課	

※那珂市地域包括支援センター

高齢者のかたができる限り住み慣れた地域で生活できるよう、必要な介護や福祉サービスの利用などについて、主任ケアマネジャー、社会福祉士などのスタッフが相談に応じる総合的な相談窓口です。市では、日常生活圏域ごと支援センターを設置しています。

日常生活圏域	センター名	所在地
福田、五台、芳野地区	地域包括支援センター「ゆたか園」	後台2045-3
神崎、額田、菅谷地区	地域包括支援センター「青燈会」	菅谷605-2
戸多、木崎、瓜連地区	地域包括支援センター「ナザレ園」	中里352-1

⑥ 同じ悩みを持つ人どうしが話のできる場づくり	
地域住民	ひとりで悩まないで交流の場に足を運び相談しましょう。
行政	市民と行政が地域の課題解決に連携・協力して取り組むための仕組みづくりを進め、同じ悩みを持つ人どうしが話のできる場を創出します。
	市内在住の障がい者などを相談員として配置し、同じ悩みを持つ人どうしが話をできる機会を提供します。
	地域活動支援センター(※)を設置運営し、障がい者が通所しさまざまな活動を行いながら、同じ悩みを持つ人どうしが話のできる場を提供します。
	地域子育て支援センター(※)を通じて、子育ての情報交換や悩みの解消を図る場・仲間づくりの場・子育てサークル活動の支援の場を提供します。
	高齢者やその家族を対象とするサロンや介護予防教室などの事業を通じて、同じ悩みを持つ人どうしが出会う機会づくりを進めます。
社会福祉協議会	子育てに関する情報を収集・発信できる体制を整え、同じ悩みを持つ親どうしが支え合いながら子育てできる環境を整備します。
	気兼ねなく出かけられる環境を整え、障がい者が社会参加する機会を増やします。

主な事業

行政		社会福祉協議会
協働のまちづくり推進事業	市民協働課	ファミリーサポート事業
地域生活支援事業	社会福祉課	子育て情報事業(仮)
子育て支援センター事業	こども課	ボランティア活動支援事業
介護予防事業	介護長寿課	あん・しん・ねっと事業
		障がい者相談支援事業
		ともに楽しむ外出事業(仮)

※那珂市地域活動支援センター

障がい者の自立促進、生活の質の向上および社会参加を促進するため、創作的活動・生活訓練などのサービスを提供するとともに、家族に対し介護や生活の援助方法などの指導を行うことを目的に、平成18年10月「総合保健福祉センターひだまり」内に開設した施設です。

※那珂市地域子育て支援センター

地域全体で子育て支援の基盤をつくるため、親同士・子ども同士が互いに触れ合える場を提供することにより、子育てに対する悩みや不安を相談、又は遊びを通して解消することを目的として、平成19年4月に開設した施設です。(水戸信用金庫隣)

主な活動内容は

- ・あそびの広場、つどいの広場(旧日本米崎幼稚園)の実施
- ・親支援講座(親子エアロビクス、子育て教室)の実施
- ・親支援保育(父と子の広場、フレンドリー保育)の実施
- ・親支援サロン(おしゃべりサロン)の実施

⑦ 社会参加の促進	
地域住民	地域活動や行事への参加の少ない若年層や主婦層に対して、積極的に参加を呼びかけましょう。(再掲)
	行政や社会福祉協議会が実施する人権や福祉に関する学習会に、積極的に参加しましょう。(再掲)
行政	助け合いの場、地域におけるふれあいの場を創出するなど、地域住民の社会参加の促進を支援します。
	地域コミュニティの活性化を図るため、地区まちづくり委員会や自治会と協働して、市民一人ひとりにまちづくりを担う意識が育つよう啓発を行い、地域におけるまちづくり活動を支援します。
	障がい者交流事業を実施し、障がい者、介護者、ボランティアの相互交流および社会参加の機会を提供します。
	県身体障がい者スポーツ大会などへの参加促進を行うことで、障がい者がスポーツを通して、障がい者の社会参加や他者との交流の場を提供します。
	障がい者が日常生活や社会生活が快適に送れるよう、障がい者およびその家族、地域住民による自発的な取り組みを支援します。
	屋外での移動が困難な障がい者に対して、外出のための支援を行い、地域における自立した生活と社会参加を促進します。
	高齢者クラブの活動を通じて、高齢者の経験・技能を活かした活動が出来るようサポートします。
社会福祉協議会	地域と福祉事業者がつながることができるような情報を、収集し発信することで、地域と福祉事業者がお互いに支えあえる環境を整備し、当事者と地域住民の交流を促進します。

主な事業

行政		社会福祉協議会
協働のまちづくり推進事業	市民協働課	地域コミュニティ推進事業(イベント出店支援)
市民自治組織支援事業	市民協働課	
協働のまちづくり推進事業	市民協働課	
地域生活支援事業	社会福祉課	
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	介護長寿課	

(2) 支え合いの体制づくり

行政や福祉のさまざまな関係機関と市民が対等の立場で連携・協力し、多くの市民参加のもと活動の輪が広がる地域福祉のネットワークづくりを進めるため、次のような取り組みを実施します。

⑧ 市民活動団体、ボランティア団体の活動支援	
地域住民	地域で行われているさまざまなボランティア活動に関心を持ち、積極的に活動に参加・協力しましょう。(再掲)
	誰もが参加しやすいボランティア活動のあり方や仕組みについて、みんなで考えましょう。(再掲)
	学校などが実施する福祉体験やボランティア活動に協力しましょう。
行政	市民活動支援センターの機能の充実に努め、適切かつ円滑な運営ができるよう支援します。
	市民自治組織及び市民活動団体に対して、活動に必要な情報の収集・提供、活動に対する助言・相談、活動に必要な備品の貸し出しなどの支援を行います。
	地域コミュニティが自主的・主体的にまちづくりを進められるよう、地区まちづくり委員会の拠点施設である地区交流センター(※)の維持管理を適切に行います。
社会福祉協議会	ボランティア市民活動支援に関する体制を見直し、ボランティア市民活動がより推進できる体制を強化します。(再掲)
	ボランティア団体どうしが交流できる場を設けることで、連携・協働による活動が行えるよう取り組みを進めます。(再掲)

主な事業

行政		社会福祉協議会
市民活動支援センター運営事業	市民協働課	ボランティア市民活動支援事業(ボランティア養成研修、ボランティアリーダー研修)
市民活動支援事業	市民協働課	
地区交流センター管理事業	市民協働課	

※地区交流センター

「地区まちづくり委員会」および「自治会」の活動の拠点施設として、各行政区(8地区)ごとに設置された施設です。

⑨ 関係者(機関)のネットワークづくり	
地域住民	地域のことに関心を持ち、地域の課題について考え、協力しましょう。
行政	市民と市、市民自治組織、市民活動団体などの活動が、多くの住民参加のもと情報交換やさまざまな地域課題の解決について連携・協力して取り組めるよう、協働のまちづくりを推進するための仕組みづくりをします。
	市民活動団体の活動を総合的に支援する市民活動支援センター機能を充実させるとともに、さまざまな団体や機関との連携、交流および情報交換を促進します。
	地域自立支援協議会(※)を設置し、地域の課題や福祉ニーズについての検討、個別ケースについて協議などを行い、関係機関のネットワークを構築します。
	援助を必要としている人を福祉サービスの利用に結びつけ、さまざまな関係者が連携できるように、要援護者(※)の把握や安否確認に対する理解を深めていきます。
社会福祉協議会	平常時・災害時を問わず機能する関係(機関)者のネットワークを構築し、災害時要援護者が安心して暮らせる環境づくりを進めます。
	研修会などを通じて、福祉事業者が出会う場を設けることで、事業者どうしが連携し助け合える環境づくりを進めます。

主な事業

行政		社会福祉協議会
協働のまちづくり推進事業	市民協働課	平常時・非常時問わず機能する連携とネットワーク体制の構築
市民活動支援センター運営事業	市民協働課	
地域生活支援事業	社会福祉課	
包括的支援事業	介護長寿課	

※地域自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき、障がい福祉に携わる機関・団体・行政が連携し相談支援の円滑な推進と、地域における障がい者(児)の福祉の向上を図るとともに、関係機関のネットワークの構築・強化を図るために設置された協議会です。

※要援護者

日常生活又は災害発生時に支援を必要としているかた。

3 安心の暮らしづくり

(1) 生活課題や福祉ニーズの早期発見・早期対応

支援を必要とする人が安心して生活できるよう、日頃から顔の見える関係づくりを通じ、問題解決に取り組める対応を進めるため、次のような取り組みを実施します。

⑩ 見守りや声かけ運動の促進	
地域住民	<p>地域の一員として、地域にどんな課題があり身近でどんな人が困っているのか、日頃から注意を払いましょう。</p> <p>民生委員・児童委員の活動をサポートするため、見守りや声かけに協力しましょう。</p>
行政	<p>民生委員・児童委員による訪問や見守りを通じて、日頃から顔の見える関係づくりを進めます。</p> <p>要援護者の把握に努めるとともに、安否確認に対する理解を促します。</p>
社会福祉協議会	<p>地域において見守り活動が進められるよう、訪問などによる啓発を行います。</p>

主な事業

行政		社会福祉協議会
団体補助事業(民生委員児童委員協議会)	社会福祉課	あん・しん・ねっと事業
包括的支援事業	介護長寿課	地域福祉コミュニティ推進事業(三世代交流支援)

⑪ 地域における生活課題や福祉ニーズの把握・対応	
地域住民	住民座談会などに積極的に参加し、地域の課題解決や望ましい地域のあり方について考え、市や社会福祉協議会などの取り組みに協力しましょう。
行政	生活課題や福祉ニーズを把握するため、市民アンケートを実施します。
	市民自治組織などと連携し、地域住民が集い地域の課題解決に向けて、意見交換会が行われるようにします。
	地域自立支援協議会において、委員から寄せられた地域の課題や福祉ニーズなどを把握し対応策を検討します。
	子ども・子育て支援新制度 ^(※) により、子育て世代が必要としている取組みを把握するため、ニーズ調査を実施します。
社会福祉協議会	地域のニーズを把握するとともに、地域の要望に対応できる福祉施策とするため、介護サービスと地域住民との話し合いの場を設けます。
	要援護者への戸別訪問により、地域における生活課題や福祉ニーズを把握します。
	子育てに関する情報を収集することを通じて、福祉ニーズを把握します。
	さまざまな事業を通じて住民の意見を収集し、検討・対応できる取組みを進めます。

主な事業

行政		社会福祉協議会
行政改革推進事業	行財政改革推進室	わかりやすく総合的な支援体制の整備
協働のまちづくり推進事業	市民協働課	あん・しん・ねっと事業
市民自治組織支援事業	市民協働課	地域福祉コミュニティ推進事業(三世代交流支援、地域福祉推進研修会)
地域生活支援事業	社会福祉課	ファミリーサポート事業
子ども・子育て支援計画推進事業	こども課	ボランティア活動支援事業
包括的支援事業	介護長寿課	障がい者相談支援事業(地域自立支援協議会)

※子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に公布された「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す取組みで、平成27年度から本格的にスタートする制度です。

(2) 福祉サービスの充実と利用しやすい環境づくり

地域の人々が安心して利用することができるよう、福祉サービスの質の維持・向上を図るとともに、利用者のニーズにあった福祉サービスを提供するため、次のような取り組みを実施します。

⑫ 情報提供サービスの充実	
地域住民	日頃から、福祉に関する制度や福祉サービスについての理解を深めましょう。
	地域で解決できない課題については、行政や関係機関に相談し、課題の解決に努めましょう。
行政	広報誌やホームページ、パンフレットを、利用者に応じた情報整理と情報提供の工夫(文字の大きさ、文章表現など)を行います。
	新たに障がい者となったかたに対し、「障がい者のしおり」などの資料を配布し、利用できる制度について担当者が窓口で説明します。
	点字資料購入の助成、手話通訳者などの派遣を行い、意思疎通を図ることに支障がある障がい者のための支援を行います。
	電話やファクス、メールによる相談に応じるとともに、個別に対応が必要なかたには、訪問による相談を行います。
	「なか子育て支援ガイドブック」(※)の内容を毎年見直すとともに、地域子育て支援センター・図書館などに配備することで、子育て支援情報を広く住民に発信します。
	地域相談の窓口として、利用者への情報提供を工夫し、地域包括支援センターの機能向上を図ります。
社会福祉協議会	福祉に関する情報を収集整理し周知することで、地域ニーズにあった福祉サービスが提供できるような取り組みを進めます。

主な事業

行政		社会福祉協議会
広報事業	秘書広聴課	地域コミュニティ推進事業
情報系システム管理事業	政策企画課	ボランティア活動支援事業(ボランティア運営委員会)
地域生活支援事業	社会福祉課	広報事業
包括的支援事業	介護長寿課	

※なか子育て支援ガイドブック

妊娠期から出産・育児に関する市の支援施策、乳幼児の健康診査や健康相談、保育園や幼稚園の情報、子どもの虐待防止や養育相談、医療機関など子育てに関するさまざまな情報を集約し、平成20年にガイドブックを作成したものです。

⑬ 総合的・専門的な相談支援体制の充実	
地域住民	必要な福祉サービスを自ら選択できるよう、日頃から広報誌やパンフレットを収集・活用し、必要に応じて積極的に相談窓口を利用しましょう。
行政	相談支援事業において、知識を有する職員や社会福祉士などの専門員を配置し、障がい者やその家族などの相談に応じます。
	障がいを持つ当事者などを相談員として配置し相談に応じることで、経験に基づくアドバイスを提供します。
	相談に関する知識を向上させるため、相談員に研修を受講する機会を提供します。
	地域自立支援協議会において、対応の困難なケースについて関係者を集めたケース検討会議を開催し、情報の共有や対応方法の検討を行います。
	母子自立支援員・家庭相談員が、ひとり親家庭・虐待・DVの疑いのある家庭に対して、定期的な訪問や電話・窓口での相談を行います。
	高齢者の介護などに関する相談員を配置した地域包括支援センターの機能を活用し、総合的・専門的な相談体制を充実します。
社会福祉協議会	地域総合窓口相談員を配置し、身近な地域での相談支援体制を充実します。
	支援が必要な人の意見をもとに、就学や就労に向けたスムーズな支援体制づくりに取り組みます。

主な事業

行政		社会福祉協議会
地域生活支援事業	社会福祉課	わかりやすく総合的な支援体制の整備
母子自立支援事業	こども課	障がい者相談支援事業(地域自立支援協議会)
家庭児童相談事業	こども課	サポート事業(仮)
こども発達相談センター相談事業	こども課	
包括的支援事業	介護長寿課	

※こども発達相談センター

心身の発達に遅れがある又はその疑いのある乳幼児とその保護者および保育所、幼稚園の関係者を対象に相談業務を行い、心身に障がいのある子どもの早期発見と早期療育のため、平成25年4月に「総合保健福祉センターひだまり」内に開設した施設です。

⑭ 計画的な福祉施策の推進	
地域住民	市民一人ひとりが、地域福祉の担い手であることを自覚し、地域福祉活動に積極的に参加しましょう。
行政	福祉の総合的な計画として市地域福祉計画を策定し、各種福祉施策を計画的に推進します。
	障がい者プランの施策を計画的に実施することにより、障がい者が住みなれた地域で自立した生活を送れるよう支援します。
	子ども・子育て支援新制度の事前ニーズ調査結果を基に、那珂市に合った「子ども・子育て支援計画」を平成26年度に策定します。
	那珂市高齢者保健福祉計画を3年ごとに策定し、計画的に福祉施策を推進します。
社会福祉協議会	第2次那珂市地域福祉活動計画および第2次那珂市社協発展・強化計画に沿った活動を進めるとともに、適切な進行管理を行い第3次計画の策定に取り組みます。

主な事業

行政		社会福祉協議会
地域福祉計画推進委員会設置事業	社会福祉課	地域福祉活動計画進行管理
障がい者プラン推進委員会設置事業	社会福祉課	第3次地域福祉活動計画策定
子ども・子育て支援計画推進事業	こども課	
高齢者保健福祉計画推進事業	介護長寿課	

(3) 人にやさしい福祉のまちづくり

住み慣れた地域で誰もが安全に安心して生活できるよう、生活環境などの充実を図るとともに、災害時における要援護者の支援体制を構築するため、次のような取り組みを実施します。

⑮ 生活環境整備の充実	
地域住民	地域における危険な箇所や不便な点、介助や手助けが必要な場所を把握し、地域でできる補修や改善を行いましょ。う。
行政	交通弱者の移動手段を確保するため、デマンド交通 ^(※) や巡回バスの運行、タクシーの利用助成を行います。
	高齢者や障がい者に対して、やさしいバリアフリーやユニバーサルデザインによる道路づくりを進めます。

主な事業

行政	
デマンド交通運行事業	政策企画課
コミュニティバス運行事業	政策企画課
タクシー利用助成事業	社会福祉課

※デマンド交通

日常生活の移動手段に不便をきたしているかたのため、電話予約により、同じ方向に向かう他の利用者と乗り合いで自宅や指定の場所から目的地まで送迎を行うサービスです。

⑩ 要援護者に関する情報の把握と共有	
地域住民	援護が必要だと思われる人は、要援護者の登録を行いましょ う。
	地域支援者(※)は、要援護者の個人情報には十分注意し、災害時 の活動に必要な情報を共有し非常時に備えましょう。
行政	要援護者支援制度の対象者について、当制度の周知を図るとと もに、積極的に登録を呼びかけます。
	非常時の際には、速やかに要援護者の状況を確認できるような ルールを定め、関係機関と情報を共有して非常時に備えます。
社会福祉 協 議 会	市防災課をはじめとする関係機関と協働し、災害時に機能する ネットワーク、災害時要援護者の情報の共有と支援体制を構築し ます。
	戸別訪問により、要援護者の状況を把握するとともに、災害時 に必要な要援護者支援ネットワークの構築に取り組みます。

主な事業

行政		社会福祉協議会
防災事務	防災課	平常時・非常時を問わず機能する連携と ネットワーク体制の構築
包括的支援事業	介護長寿課	あん・しん・ねっと事業 広報事業 地域コミュニティ推進事業(三世代交流 支援)

※地域支援者

民生委員・児童委員又は要援護者の近隣に居住するかたで、普段からの見守りや災害発生時の情報伝達お
よび避難などの支援を行うかた。

⑰ 災害や犯罪に強いまちづくりの推進	
地域住民	支援者として活動するため、定期的に要援護者を訪問し声かけを行うなど、平常時から交流を深めましょう。
	出火防止や初期消火、救出援護、避難誘導などができるよう、地域や行政による訓練に積極的に参加しましょう。
	日頃から防犯の意識を持ち、子どもへの声かけ、安全パトロールへの協力や門灯の点灯など、地域の防犯対策に協力しましょう。
行政	災害時には、民間福祉施設などを福祉避難所として提供するなど、避難場所の確保を図ります。
	防犯協会や警察と連携・協力し、防犯パトロールなど地域防犯活動を支援します。
	自警団や学校における地域の活動を通じ、地域の安全は地域で守るという意識の啓発を行います。
社会福祉協議会	防災・防犯マップづくりを引き続き地域とともに実施することで、災害に強い地域づくりに取り組みます。

主な事業

行政		社会福祉協議会
防災事務	防災課	地域福祉コミュニティ推進事業(防災・防犯マップづくり)
自主防災組織育成事業	防災課	ボランティア活動支援事業(広報に関する研修)
防犯事業	防災課	